

平成二十七年八月七日受領
答弁第三五四号

内閣衆質一八九第三五四号

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員河野正美君提出「障害」の表記に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河野正美君提出「障害」の表記に関する質問に対する答弁書

一について

「障害」の表記については、平成二十四年十二月十七日に障害者政策委員会で取りまとめられた「新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見」において、「法制上の「障害」の表記の在り方については、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する。」とされたところであり、引き続き、国民世論の動向等を踏まえて検討してまいりたい。

二及び四について

お尋ねの「法令や組織等における」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府の各行政機関が作成する公用文の表記については、「公用文における漢字使用等について」（平成二十二年内閣訓令第 一 号）等によることとしており、原則として、「障害」の表記を用いている。地方公共団体における表記については、各地方公共団体の判断によるものであり、「障がい」の表記を用いている地方公共団体もあると承知している。

三について

お尋ねのような事例については、現時点で確認できる範囲では、把握していない。